

意見書案第4号

夏期の逗子海岸の安全確保と新型コロナウイルス感染症対策を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年6月24日

逗子市議会議長 丸山治章 殿

逗子市議会議員	眞下政次	
同	田中英一郎	
同	加藤秀子	
同	岩室年治	
同	高野毅	
同	松本寛	
同	佐藤恵子	
同	菊池俊一	

(別紙)

夏期の逗子海岸の安全確保と新型コロナウイルス感染症対策を求める意見書

逗子市は、新型コロナウイルス感染症対策として、逗子海岸への来訪を控えることを呼びかけるとともに、警備員を配置し対策に取り組んできた。

海水浴シーズンを目前にして、神奈川県は感染症拡大防止を目的に海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインを策定、その結果、夏期について、県内全ての市町村は海水浴場の不設置を決めた。

しかし、各海水浴場が開設されなければ、海水浴場のルールもなくなり、無法地帯になる恐れもある。

神奈川県は、海岸管理者であり、遊泳も含めて安全確保を図るべき立場である。ところが、県は遊泳監視業務や警備体制もとらず、地元自治体任せとなっていることから、逗子市は、新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例を制定し、夏期の逗子海岸の安全確保に向けたライフガードの配置とマナーアップ警備体制を継続して実施することを決めている。

よって、逗子市議会は、神奈川県に対し、新型コロナウイルス感染症対策として、県の責任のもとで、速やかに逗子海岸を含めた県内海岸の安全確保を目指し、警備体制などの予算確保も行ない、地元自治体への財政支援を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

逗子市議会